

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

寒川町指令環第 32 号

住所 神奈川県厚木市金田 996 番地

氏名 有限会社 長澤商事

代表取締役 長 澤 順 一

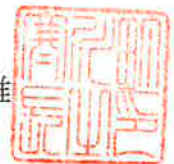
電話 (046) 294-3196

令和 4 年 6 月 1 6 日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

営業の種別	一般廃棄物収集運搬業
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
営業所の所在地及び名称	神奈川県厚木市金田 996 番地 有限会社 長澤商事
営業区域対象事業所	寒川町内全域
営業許可期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日まで
条件	裏面のとおり

令和 4 年 6 月 2 7 日

寒川町長 木 村 俊 雄



許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年条例第1号)及びつぎの事項に従い、その業務を自らの責任において適正に執行すること。
2. 事業計画書に基づく事業者から排出される一般廃棄物のみ焼却処分を認める。
3. 法第7条の2第1項の規定による事業範囲を変更するときは、あらかじめ許可を受けなければならない。
4. 法第7条の2第3項の規定による事項を変更するときは、変更届を出さなければならない。
5. その他の申請書記載事項に変更があった場合は、すみやかに報告すること。
6. 一般廃棄物の業務に関する帳簿を備え、処理について環境省令で定める事項を記載し保存すること。
7. 前月分の処分の実績を翌月10日までに報告すること。